長 寿 生 き が い 課

係	分掌事務
生きがい振興係	（1） 高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の推進等に関すること。 （2） 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進協議会に関すること。 （3） 高齢者の生きがい対策事業に関すること。 （4） 在宅要援護高齢者対策事業に関すること。 （5） 家族介護支援対策事業に関すること。 （6） 一般財団法人宇治市福祉サービス公社に関すること。 （7） 地域福祉センター等の管理及び運営に関すること。 （8） その他高齢者在宅福祉サービスに関すること。
地域包括ケア推進係	（1） 地域包括支援センターの運営に関すること。 （2） 医療機関、保健所、関係団体等との連絡に関すること。 （3） 高齢者の権利擁護制度に関すること。 （4） 老人ホームの入所及び費用徴収額の収納に関すること。 （5） 地域包括ケアの推進に関すること。 （6） 認知症地域支援事業に関すること。 （7） 在宅介護・医療連携に関すること。
介護予防推進係	（1） 介護予防に関すること。 （2） 保健衛生思想の普及に関すること。 （3） 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に係る事業に関すること。

区　分	1　高齢者人口等の推移	所管係	生きがい振興係

高齢者人口等の推移

年齢階層別人口　　（各年 4 月 1 日現在）

年齢（歳）＼年	令和 3 年（人）	構成比（%）	令和 4 年（人）	構成比（%）	令和 5 年（人）	構成比（%）
0 ～ 14	22,334	12.11	21,695	11.87	21,051	11.59
15 ～ 39	44,913	24.35	44,026	24.08	43,750	24.09
40 ～ 59	52,773	28.59	52,507	28.72	52,064	28.67
60 ～ 64	9,841	5.34	9,903	5.42	10,217	5.63
65 ～ 69	11,225	6.09	10,577	5.78	10,172	5.60
70 ～ 74	15,663	8.49	15,338	8.39	13,923	7.67
75 ～ 79	11,159	6.05	11,166	6.11	12,066	6.64
80 ～ 84	8,452	4.58	9,072	4.96	9,359	5.15
85 ～ 89	5,202	2.82	5,436	2.97	5,795	3.19
90 歳以上	2,910	1.58	3,121	1.71	3,219	1.77
計	184,432	100.00	182,841	100.00	181,616	100.00
65 歳以上	54,611	29.61	54,710	29.92	54,534	30.03
75 歳以上	27,723	15.03	28,795	15.75	30,439	16.76
85 歳以上	8,112	4.40	8,557	4.68	9,014	4.96

年齢（歳）＼年	令和 6 年（人）	構成比（%）	令和 7 年（人）	構成比（%）
0 ～ 14	20,337	11.28	19,685	11.00
15 ～ 39	43,289	24.02	42,937	24.00
40 ～ 59	51,658	28.67	50,993	28.51
60 ～ 64	10,380	5.76	10,857	6.07
65 ～ 69	9,905	5.50	9,649	5.39
70 ～ 74	12,607	7.00	11,469	6.41
75 ～ 79	12,822	7.11	13,554	7.58
80 ～ 84	9,985	5.54	10,162	5.68
85 ～ 89	5,811	3.22	6,027	3.37
90 歳以上	3,416	1.90	3,560	1.99
計	180,210	100.00	178,893	100.00
65 歳以上	54,546	30.27	54,421	30.42
75 歳以上	30,439	17.78	33,303	18.62
85 歳以上	9,014	5.12	9,587	5.36

区　分	2　老人クラブ助成事業	所管係	生きがい振興係

制 度 の 概 要

高齢者の老後の生活を健全で豊かなものにし、高齢者の福祉の増進に資することを目的とする老人クラブに対し、育成助成を行う。

(1) 老人クラブの組織
- ① 参加しようとする高齢者を差別することなく会員に加えるもの
- ② 政治上又は宗教上の組織に属さないもの
- ③ 会員の年齢は、おおむね 60 歳以上とすること
- ④ 会員は、クラブ活動が円滑に行われる程度の同一小地域内に居住するものとする
- ⑤ 会員の規模は、おおむね 30 人以上とすること

(2) 老人クラブの運営
- ① 会員により民主的に行われるもの
- ② 会員の互選による代表者を置くもの
- ③ 活動費に充てるため、定期的に会費を納入するもの

(3) 老人クラブの活動
- ① 会員の教養の向上、健康の増進およびレクリエーション並びに地域社会との交流を総合的に実施するもの
- ② 年間を通じて恒常的、かつ、計画的に行うもの

(4) 財源の負担割合

老人クラブ活動事業・連合喜老会活動事業・連合喜老会活動促進特別事業補助金

区　分	負担割合
国	基準額の 1/3
府	基準額の 1/3
市	上記以外の額

根 拠 法 令 等

◇ 老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）
◇ 老人クラブ活動等社会活動促進事業運営要綱（昭和 51 年社老第 28 号）
◇ 宇治市老人クラブ助成規則（昭和 39 年宇治市規則第 1 号）

制 度 の 現 況

老人クラブ数及び会員数の状況　（各年度 4 月 1 日現在）

区　分＼年　度	3	4	5	6	7
クラブ数（クラブ）	56	53	50	49	44
会員数（人）	2,381	2,215	2,038	1,898	1,808

補助金交付の状況　（各年度決算による）（単位：円）

区　分＼年　度	3	4	5	6	7
老人クラブ活動	3,672,500	3,472,400	3,267,680	3,196,800	2,904,220
連合喜老会活動事業	1,150,000	1,150,000	1,150,000	1,150,000	1,150,000
連合喜老会活動促進特別事業	317,552	837,546	850,000	850,000	850,000

区　分	3　老人園芸ひろば事業	所管係	生きがい振興係

制 度 の 概 要

60 歳以上の者を対象に園芸を通じて心身の健康を増進し、社会との交流が深められるよう 1 人約 10 ㎡（1 区画）の土地を 3 年間貸出す。

令和元年度より、利用者 1 人あたり年額 3,600 円を徴収し、園芸教室の現地指導等回数を拡充して実施。

根 拠 法 令 等

◇ 宇治市老人園芸ひろば事業実施要綱（昭和 51 年宇治市告示第 34 号）

制 度 の 現 況

(1) 老人園芸ひろば設置状況

区分＼名称	芝ノ東	大久保	伊勢田第 2	羽戸山
所在地	五ケ庄芝ノ東 48－3	大久保町大竹 10－1	伊勢田町毛語 129－1	羽戸山一丁目 49－1
面積（㎡）	1,563.00	1,451.25	1,234.12	1,348.76
区画数（区画）	95	88	55	55
開所年月日	昭和 59 年 9 月 5 日	平成 2 年 9 月 25 日	平成 8 年 4 月 1 日	平成 15 年 8 月 8 日

区分＼名称	槇島	木幡	小倉寺内
所在地	槇島町落合 43－7	木幡正中 42	小倉町寺内 71－3
面積（㎡）	4,018.98	1,509.28	1,581.20
区画数（区画）	117	80	60
開所年月日	平成 17 年 4 月 21 日	平成 23 年 4 月 15 日	平成 25 年 4 月 24 日

(2) 運営事業費の状況　（各年度決算による）（単位：円）

区分＼年度	3	4	5	6	7
運営費	2,206,755	4,182,062	2,140,647	2,925,108	2,431,606

区　分	4　シルバー人材センター助成事業	所管係	生きがい振興係

制 度 の 概 要

定年退職後等において臨時的かつ短期的な就業を通じて、自己の労働能力を活用し、自らの生きがいの充実と社会参加を希望する高年齢者の就業機会の増大と福祉の増進を図る目的で設置された、公益社団法人宇治市シルバー人材センターに対し、育成助成を行う。

財源の負担割合

区　分	負担割合
国	府補助額と市補助額の合計（ただし、執行方針により、国基準額を定め、それを限度額としている）
府	7 年度補助額は 2,450,000 円
市	国基準額の 1/2

根 拠 法 令 等

◇　高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和 46 年法律第 68 号）
◇　高齢者就業機会確保事業（シルバー人材センター事業）実施要領
◇　京都府高年齢者労働能力活用事業費補助金交付要綱

制 度 の 現 況

シルバー人材センター運営補助金交付の状況　（各年度決算による）（単位：円）

年　度 区　分	3	4	5	6	7
補助金	10,169,000	12,369,000	9,169,000	9,044,000	9,243,000

※　昭和 60 年 7 月 25 日設立

区　分	5　老人運動ひろば事業	所管係	生きがい振興係

制 度 の 概 要

60 歳以上の者を対象に運動を通じて心身の健康を増進し、高齢者相互の交流をはかることができるよう、ひろばを設置する。

根 拠 法 令 等

◇ 宇治市老人運動ひろば事業実施要綱（昭和 61 年宇治市告示第 144 号）

制 度 の 現 況

(1) 運営事業費の状況　（各年度決算による）（単位：円）

区分＼年度	3	4	5	6	7
運営費	110,040	144,057	264,490	203,706	31,314

(2) 設置状況

	名称	所在地
1	新成田老人運動ひろば	広野町新成田 26－2

区　分	6　地域福祉センター	所管係	生きがい振興係

制 度 の 概 要

高齢者が、生きがいづくりや健康づくりなどの活動に気軽に利用できる施設としての機能と、木幡・開は大規模集会所としての機能を、西小倉・東宇治はデイサービスセンター及び地域包括支援センター、広野はデイサービスセンターなどの在宅介護サービスの供給拠点としての機能を兼ね備えた複合施設として、槇島は障害者施設との合築・複合施設として、地域福祉の向上と地域のコミュニティ、教育・文化活動の場として設置している。

根 拠 法 令 等

◇ 宇治市地域福祉センター条例（平成 5 年宇治市条例第 11 号）
◇ 宇治市地域福祉センター条例施行規則（平成 5 年宇治市規則第 19 号）

制 度 の 現 況

(1) 施設の概況

項目	内容	
名称	木幡地域福祉センター	開地域福祉センター
所在地	宇治市木幡東中 47－4	宇治市開町 44－13
構造	鉄筋コンクリート造平屋建	鉄筋コンクリート造平屋建
敷地面積（㎡）	518.23	772.03
建築面積（㎡）	367.50	433.37
開設年月日	平成 5 年 4 月 14 日	平成 6 年 4 月 13 日

項目	内容	
名称	西小倉地域福祉センター	東宇治地域福祉センター
所在地	宇治市小倉町山際 63－1	宇治市五ケ庄折坂 5－149
構造	鉄筋コンクリート造 3 階建	鉄筋コンクリート造 2 階建
敷地面積（㎡）	1,896.00（西宇治図書館を併設）	1,591.00
建築面積（㎡）	1,248.93 （地域福祉センター1･2 階部分）	1,269.00
開設年月日	平成 9 年 6 月 1 日	平成 10 年 4 月 1 日

項目	内容	
名称	広野地域福祉センター	槇島地域福祉センター
所在地	宇治市広野町大開 72－1	宇治市槇島町石橋 13
構造	鉄筋コンクリート造 2 階建	鉄筋コンクリート造 3 階建（内 1 階部分）
敷地面積（㎡）	1,785.00	1,561.00
建築面積（㎡）	1,058.66	386.91
開設年月日	平成 12 年 4 月 1 日	平成 15 年 5 月 26 日

(2) 運営費の状況　　（各年度決算による）（単位：円）

年度 / 施設名	3	4	5	6	7
木幡地域福祉センター	6,110,251	6,892,460	7,163,183	8,155,154	7,784,893
開地域福祉センター	6,580,685	7,415,256	7,881,089	8,182,235	8,301,227
西小倉地域福祉センター	16,380,227	18,346,320	18,280,205	20,056,170	18,470,350
東宇治地域福祉センター	6,611,039	7,517,804	7,088,832	8,179,967	8,758,034
広野地域福祉センター	6,613,915	8,441,683	7,165,904	9,564,413	7,970,618
槇島地域福祉センター	8,350,691	6,659,321	7,906,616	8,703,740	7,801,249

区　分	7　老人福祉電話電話料助成金支給	所管係	生きがい振興係

制 度 の 概 要

低所得の一人暮らしの高齢者又は高齢者世帯で、電話による安否の確認、日常生活に関する助言や相談等が必要と認められる世帯に対して老人福祉電話を設置し、毎月基本料と、通話料として上限 300 円を扶助する。

根 拠 法 令 等

◇　宇治市老人福祉電話電話料助成金支給規則（昭和 60 年宇治市規則第 41 号）

制 度 の 現 況

設置状況、事業費の状況　　（各年度決算による）

区分＼年度	3	4	5	6	7
年度末設置者数（人）	39	39	35	33	28
事業費（円）	1,031,802	1,253,011	1,052,928	1,022,175	891,422

区　分	8　緊急通報装置(シルバーホン)設置事業	所管係	生きがい振興係

制 度 の 概 要

低所得の一人暮らしの高齢者又はこれに準ずる高齢者で、心身の状態から安否確認が必要であり、かつ、緊急時の連絡手段としてシルバーホンの設置が必要と認められる者に対し、無線発信器（ペンダント）を備えたシルバーホンを貸与し、家庭内において、急病・事故等により緊急に救護を必要とする場合、消防本部に通報され、速やかに救護を行う。

平成 25 年度より業務委託を行い、同機器に備わっている相談ボタンを用いた 24 時間 365 日、看護師・保健師等による対応が可能な健康相談や、月に 1 度安否確認のため、各利用者に電話をする見守りコールを実施している。

根 拠 法 令 等

◇　宇治市緊急通報装置設置要綱（昭和 62 年宇治市告示第 85 号）

制 度 の 現 況

設置状況　（各年度決算による）

年度	3	4	5	6	7
設置数（台）	988	998	1,009	984	952
事業費（円）	15,874,294	16,305,607	16,654,857	16,803,878	17,116,226

区　分	9　一人暮らし高齢者等給配食サービス補助事業	所管係	生きがい振興係

制 度 の 概 要

一人暮らしの高齢者の不安や孤独感の解消と社会参加のため、地区社会福祉協議会、学区福祉委員会が実施している一人暮らし高齢者等給配食サービス事業に補助を行い、在宅福祉充実に向け、行政、地域、住民等の連携を図り、ボランティアの育成、地区社会福祉協議会、学区福祉委員会の活動の充実を図る。

制 度 の 現 況

補助金交付の状況　（各年度決算による）

年度	3	4	5	6	7
補助金（円）	1,919,050	2,412,200	2,673,650	2,633,750	2,603,650
補助金対象団体（団体）	12	15	15	15	15

区　分	10　在宅ねたきり者リサイクル福祉用具貸与事業	所管係	生きがい振興係

制 度 の 概 要

市民等から不要になった特殊寝台や車いす等の福祉用具の寄付をうけて、必要な修繕・消毒を行った上、福祉用具を必要とする在宅のねたきり者に貸与することにより、在宅のねたきり者の福祉の増進を図るとともに、福祉用具の有効活用を図る。（令和 7 年度末をもって廃止）

制 度 の 現 況

貸出数等　（各年度決算による）

年度／区分	3	4	5	6	7
特殊寝台（台）	19	20	25	15	9
車いす（台）	5	12	12	2	6
入浴用車いす（台）	3	2	0	0	1
エアーマット（個）	1	0	0	0	0
事業費（円）	418,300	558,800	618,800	426,470	700,150

区　分	11　一人暮らし高齢者等訪問活動補助事業	所管係	生きがい振興係

制 度 の 概 要

おおむね 65 歳以上の一人暮らしの高齢者に対して地区社会福祉協議会、学区福祉委員会が実施している訪問活動事業に補助を行う。訪問者との交流による日常生活の不安解消及び安否確認を行い、在宅福祉の向上と地域における福祉ネットワーク活動の推進を図ることを目的とする。

制 度 の 現 況

補助金交付の状況　（各年度決算による）

年　　度	3	4	5	6	7
補助金　（円）	1,688,000	1,699,838	1,674,720	1,618,887	1,606,400
補助対象団体（団体）	12	13	13	13	13

区　分	12　在宅高齢者等紙おむつ等給付事業	所管係	生きがい振興係

制 度 の 概 要

介護保険法における要介護 4・5 の認定を受けている在宅高齢者等及びその高齢者等を介護している家族（ただし本人の市民税が非課税であり、かつ本人を控除対象配偶者または扶養親族とする方の市民税が非課税）に対して、1 か月の紙おむつ等購入費の 2 分の 1 に相当する額の紙おむつ等を給付する。

ただし、1 か月 5,000 円相当の紙おむつ等の給付を限度とする。

根 拠 法 令 等

◇ 地域支援事業実施要綱（平成 18 年 6 月 9 日老発第 0609001 号厚生労働省老健局長通知）

◇ 宇治市在宅高齢者等紙おむつ等給付事業実施要項（平成 14 年 4 月 1 日施行）

制 度 の 現 況

（各年度決算による）

区分＼年度	3	4	5	6	7
給付件数 （件）	721	780	840	776	674
事業費 （円）	2,182,300	2,418,700	2,759,500	2,784,200	2,581,300

区　分	13　高齢者住宅改造助成事業	所管係	生きがい振興係

制 度 の 概 要

介護保険法における要支援・要介護の認定を受けた者の日常生活を容易にし介護者の負担の軽減を図るため、その者の居住する住宅又はその敷地の改造であって、介護保険の住宅改修に適用されないリフトやエレベーター等の設置工事に要した経費の一部を助成する。

（認定工事の合計額の 2 分の 1 助成。1 住宅につき 1 年度内 30 万円限度）

根 拠 法 令 等

◇ 宇治市高齢者住宅改造助成事業実施要綱（平成 6 年宇治市告示第 41 号）

制 度 の 現 況

（各年度決算による）

区分＼年度	3	4	5	6	7
利用件数（件）	5	2	8	5	4
助成額（円）	1,358,000	544,000	2,227,000	1,500,000	1,200,000

区　分	14　高齢者日常生活用具給付等事業	所管係	生きがい振興係

制 度 の 概 要

在宅の 65 歳以上の一人暮らし高齢者等（市民税非課税世帯）に対し、電磁調理器、自動消火器を給付する。

根 拠 法 令 等

◇　宇治市一人暮らし等高齢者日常生活用具給付等事業運営要項（平成 12 年 4 月 1 日施行）

制 度 の 現 況

（各年度決算による）

区分＼年度	3	4	5	6	7
自動消火器（台）	2	2	0	3	0
電磁調理器（台）	7	16	11	8	9
事業費（円）	196,900	365,200	205,700	248,600	152,400

区　分	15　高齢者保健福祉オンブズマン制度	所管係	生きがい振興係

制 度 の 概 要

高齢者保健福祉オンブズマンにより、高齢者保健福祉サービス利用者の苦情の解決を支援する。

(1) 苦情申立ての範囲
① 宇治市の提供する高齢者保健福祉サービスに関する苦情
② 市内で提供されている高齢者に対する民間保健福祉サービスに関する苦情及び、市内に事業所を構える民間高齢者保健福祉サービス事業者に関する苦情

(2) 所管外の事項
① 裁判所において係争中の事項、判決のあった事項
② 行政不服審査法等による不服申し立ての中の事項、及び裁決・決定があった事項
③ 議会で審議中及び審議終了した事項
④ オンブズマンにより、苦情の解決が行われた事項
⑤ 事実があってから 1 年以上経過した事項

(3) 申立てができる人
本人及び三親等以内の親族・同居人などの、高齢者に対する保健福祉サービスの提供について利害関係のある人。

根 拠 法 令 等

◇　宇治市高齢者保健福祉オンブズマン設置要項（平成 15 年 3 月 24 日施行）

制 度 の 現 況

年度	3	4	5	6	7
申立件数（件）	0	0	0	0	0

区 分	16 一人暮らし高齢者火災警報器給付事業	所管係	生きがい振興係

制 度 の 概 要

65 歳以上の一人暮らしの市民税非課税高齢者に対して、火災等による被害から守り安全確保を図るため火災警報器を給付する。（平成 19 年度より事業実施）

制 度 の 現 況

（各年度決算による）

区分＼年度	3	4	5	6	7
給付者数 （人）	5	2	8	2	6
事業費 （円）	0	137,280	0	0	0

※警報器本体は数年に 1 回まとめて購入するため、給付者数と事業費は連動しない。

区　分	17　介護予防安心住まい推進事業	所管係	生きがい振興係

制 度 の 概 要

生活機能について回答する「安心住まいチェックリスト」による運動器の機能低下がみられ、かつ要支援・要介護認定を受けていない市民税非課税の世帯が、居住する住宅に介護保険給付対象工事をしたときに要した経費の一部を助成する。

（認定工事の合計額 3 分の 2（1 世帯につき 16 万円限度））

根 拠 法 令 等

◇　介護予防安心住まい推進事業費補助金交付要綱（平成 22 年 9 月 1 日施行）
◇　宇治市介護予防安心住まい推進事業助成金交付要項（平成 24 年 4 月 1 日施行）

制 度 の 現 況

（各年度決算による）

区分＼年度	3	4	5	6	7
利用件数（件）	13	13	10	14	15
助成額（円）	1,491,000	1,795,000	1,359,000	1,796,000	1,719,000

区　分	18　山城ふるさとを守る絆ネット推進事業	所管係	生きがい振興係

制 度 の 概 要

山城広域振興局管内で企業活動を営む事業者等の農村交流活動や見守り活動等を推進することにより、事業者活動等の促進を図るとともに地域の安心安全な暮らしの確保や農村の維持活性化を図ることを目的とする。

府、市、地域住民及び事業者等が協定等を締結し、農村交流活動や見守り活動等を展開する。

根 拠 法 令 等

山城ふるさとを守る絆ネット推進事業実施方針（平成 24 年 9 月 18 日施行）

制 度 の 現 況

(1) 事業者等による見守り活動

年度 / 区分	3	4	5	6	7
通報件数（件）	8	8	5	10	6

(2) 見守り協力事業所一覧

（令和 8 年 3 月末現在）

京都生活協同組合
京都やましろ農業協同組合
京滋ヤクルト販売株式会社
ヤマト運輸株式会社京都主管支店
ASA（朝日新聞サービスアンカー）宇治西
ASA（朝日新聞サービスアンカー）宇治
ASA（朝日新聞サービスアンカー）小倉
布亀株式会社

区　分	19　高齢者家具等転倒防止金具購入助成事業	所管係	生きがい振興係

制 度 の 概 要

地震などの災害時における家具等の転倒を防止し、高齢者の安全確保を図るため、65 歳以上の市民税非課税世帯の高齢者に対し、家具等転倒防止金具購入費用の助成を行う。

根 拠 法 令 等

◇　宇治市高齢者家具等転倒防止金具購入助成事業実施要項（平成 25 年 4 月 1 日施行）

制 度 の 現 況

（各年度決算による）

年　度 区　分	3	4	5	6	7
利用件数（件）	1	2	2	2	1
助成額（円）	2,600	10,000	9,700	10,000	4,300

区　分	20　高齢者アカデミー運営事業	所管係	生きがい振興係

制 度 の 概 要

京都文教大学・京都文教短期大学にて、65 歳以上の市民を対象に、「高齢者アカデミー」を開校する。プログラムは 2 年制（1 年＝秋期・春期）で、受講生は週 1 回の科目履修と月 1 回のアカデミーアワーを受講する。

根 拠 法 令 等

◇　宇治市高齢者アカデミー事業運営要項（平成 25 年 4 月 1 日施行）

制 度 の 現 況

（各年度決算による）

年　度	3	4	5	6	7
受講者数（人）	36	45	41	38	34
事業費（円）	3,336,000	3,425,667	3,425,667	3,333,000	3,058,000

区　分	21　認知症等高齢者家族安心事業	所管係	地域包括ケア推進係

制 度 の 概 要

認知症等により行方不明となるおそれのある高齢者等の家族に、GPS 機能を備えた機器の貸与費用などを助成することで、高齢者が行方不明となった場合に、早期に発見できるようにする。

根 拠 法 令 等

◇　宇治市はいかい高齢者家族安心事業実施要項（平成 25 年 6 月 7 日施行）
◇　宇治市はいかい高齢者家族安心事業実施要項（自動通知型）（平成 29 年 4 月 1 日施行）

制 度 の 現 況

（各年度決算による）

区分＼年度	3	4	5	6	7
利用件数（件）	61	68	74	96	82
助成額（円）	723,243	777,310	737,450	836,756	751,804

区　分	22　健康診断書料金扶助	所管係	地域包括ケア推進係

制 度 の 概 要

養護老人ホームの措置対象者で低所得世帯に属する者が、申請する場合に要する医師の健康診断書料金の一部又は全部（限度額 5,000 円）を扶助する。

根 拠 法 令 等

◇　老人ホームへの措置又は家庭奉仕員の派遣に係る健康診断書料金扶助実施要綱の一部を改正する要綱（平成 12 年宇治市告示第 43 号）

制 度 の 現 況

（各年度決算による）

区分＼年度	3	4	5	6	7
利用者（人）	2	0	0	0	0
扶助額（円）	7,500	0	0	0	0

区　分	**23　老人入所施設（養護老人ホーム）への措置**	所管係	地域包括ケア推進係

制 度 の 概 要

65 歳以上の者であって、環境上の理由及び経済的理由により居宅において養護を受けることが困難と認める者について養護老人ホームに保護する。

根 拠 法 令 等

◇　老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）

制 度 の 現 況

(1) 入所状況　（各年度 3 月末現在）（単位：人）

年度	3	4	5	6	7
計	43	40	41	37	35

(2) 入所措置費等の状況　（各年度決算による）

年度	3	4	5	6	7
措置費等　（円）	96,400,849	93,933,607	90,681,977	84,929,561	86,670,145

区　分	**24　成年後見制度利用促進事業**	所管係	地域包括ケア推進係

制 度 の 概 要

高齢化の進行等による成年後見制度のニーズの増加が想定される中、成年後見制度の利用促進を図るため、令和 6 年 10 月 1 日に「宇治市障害者・高齢者権利擁護センター」を開設した。

センターにおいては、アウトリーチによる相談支援、市民後見人材の養成など、必要な人を成年後見制度の利用につなげ、高齢者の権利擁護を推進するための取組を実施している。

根 拠 法 令 等

◇　成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成 28 年法律第 29 号）
◇　宇治市障害者・高齢者権利擁護センター設置要項（令和 6 年 10 月 1 日施行）

制 度 の 現 況

区分＼年度		6 (10～3 月)	7
相談対応件数 (高齢者)	一次相談	66	157
	二次相談	20	24
アウトリーチ支援の実施回数		4	13
養成講座の修了者数（※）		17	22

※　養成講座について、6 年度は「市民向け成年後見人養成講座」を実施。
　　7 年度は市民後見人の確保・育成等を目的とした「市民後見人等養成講座」を実施。

区　分	**25　高齢者成年後見制度利用支援事業**	所管係	地域包括ケア推進係

制 度 の 概 要

(1) 成年後見制度とは

認知症等により判断能力が十分ではない高齢者の財産管理及び契約の締結を本人に代わって行う代理人を選任することにより、本人の権利を保護する制度。

(2) 市長による申立

成年後見制度の審判の申立てについては、本人・配偶者及び四親等内の親族が家庭裁判所に申立てを行う事ができるが、二親等内に申立てを行う親族がいない高齢者については、市長による申立てを行う。

以下の全てにあてはまる方について市長による申立てを行う。

① 本人が本市に居住し、かつ住民基本台帳に記録されている 65 歳以上の高齢者であって、認知症等により判断能力が不十分であること。
② 二親等以内の親族において審判の申立ての可能性のないもの。
③ 保健、医療及び福祉サービスを利用するための契約が必要である若しくは財産管理が必要であること。

(3) 申立費用、成年後見人等報酬助成

市長による申立を行った人のうち生活保護受給世帯等については、申立て費用の免除及び成年後見人等への報酬助成を行う。

また、制度の促進を図るため、平成 24 年度より、市長による申立以外の低所得者等に対し、申立て費用及び成年後見人等への報酬助成を行う。

根 拠 法 令 等

◇ 老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）
◇ 成年後見制度利用における宇治市長の審判申立要項（平成 14 年 4 月 1 日施行）

制 度 の 現 況

年　　度	3	4	5	6	7
市長申立件数（件）	9	15	7	9	10

区　分	**26　高齢者虐待対策**	所管係	地域包括ケア推進係

制 度 の 概 要

近年深刻化する高齢者虐待事案に対して、長寿生きがい課と地域包括支援センターが、関係機関と連携をとりながら、被虐待者を施設への緊急入所等の対策をとることによりその身体的・精神的安全をはかるとともに、虐待者(養護者)も支援していくことで、問題の解決にあたる。

根 拠 法 令 等

◇　高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成 17 年法律第 124 号)

制 度 の 現 況

宇治市が、高齢者虐待事案として新規受理した件数

年度 / 区分	3	4	5	6	7
高齢者虐待事案として新規受理した件数（件）	100	165	167	152	142

区　分	**27　地域包括支援センター運営事業**	所管係	地域包括ケア推進係

制 度 の 概 要

介護、福祉、医療、権利擁護などのさまざまなサービスを包括的・継続的に提供していくため、高齢者の生活を支える中核機関として、市内 8 カ所に地域包括支援センターを設置している。

各地域包括支援センターに、保健師（または経験のある看護師）、社会福祉士、主任介護支援専門員を配置し、包括的支援事業として総合相談支援業務や権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務と、第 1 号介護予防支援事業を一体的に取り組んでいる。また、包括的支援事業を効果的に実施するために介護サービスに限らず、インフォーマルサービス等の様々な社会資源が有機的に連携することができるよう多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築や、包括的・継続的ケアマネジメント業務の効果的な実施のために地域包括ケア会議を行っている。

また、公平かつ中立的な運営を確保するため、センターの運営状況について地域包括支援センター運営協議会で協議する。

事業の運営

圏 域 名	法　人　名
東宇治北地域包括支援センター	社会福祉法人くらしのハーモニー
東宇治南地域包括支援センター	一般財団法人宇治市福祉サービス公社
南部・三室戸地域包括支援センター	社 会 福 祉 法 人 宇 治 明 星 園
中宇治地域包括支援センター	一般財団法人宇治市福祉サービス公社
槇島地域包括支援センター	社　会　福　祉　法　人　一　竹　会
北宇治地域包括支援センター	社 会 福 祉 法 人 宇 治 明 星 園
西宇治地域包括支援センター	一般財団法人宇治市福祉サービス公社
南宇治地域包括支援センター	社　会　福　祉　法　人　不　動　園

根 拠 法 令 等

◇ 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）

制 度 の 現 況

(1) 運営状況

区分＼年度	3	4	5	6	7
総合相談支援　相談実人数（人）	3,453	3,757	3,854	3,916	3,670
「高齢者虐待・成年後見制度」に関する相談実人数（人）	145	186	193	173	191
指定介護予防支援・第 1 号介護予防支援（件）	21,269	21,751	22,545	23,475	25,256

(2) 地域包括ケア会議　（単位：回）

区分＼年度	3	4	5	6	7
宇治市地域包括ケア会議	2	2	2	2	2
小地域包括ケア会議	11	19	17	13	17
自立支援型ケア会議	12	12	12	12	12

(3) 地域包括支援センター運営協議会　（単位：回）

区分＼年度	3	4	5	6	7
地域包括支援センター運営協議会開催回数	2	2	2	2	2

(4) 地域包括支援センター職員資質向上研修

区分＼年度	3	4	5	6	7
開催回数（回）	9	4	4	4	5
延人数（人）	158	68	65	97	106

区　分	28　訪問指導	所管係	地域包括ケア推進係

制 度 の 概 要

訪問指導は、宇治市内に居住する 40 歳以上の人で家庭において寝たきりの状態にある人又はこれに準ずる状態にある人や高齢者等を対象に保健師・看護師等が訪問し、本人及びその家族に対し、必要な保健指導を行い、心身の機能低下の防止と健康の保持増進を図ることを目的に実施。

平成 29 年度より、介護予防・日常生活支援総合事業が開始し、訪問型短期集中予防サービスとして、社会参加を高めるために必要な相談・指導を実施している。

根 拠 法 令 等

◇　介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）
◇　地域支援事業実施要綱（平成 18 年 6 月 9 日老発第 0609001 号厚生労働省老健局長通知）

制 度 の 現 況

区　分＼年　度		3	4	5	6	7
65 歳以上	実人数（人）	44	61	65	80	84
	延回数（回）	154	216	168	202	271

区　分	29　認知症地域支援事業	所管係	地域包括ケア推進係

制 度 の 概 要

認知症についての市民の理解を深め、認知症になっても安心・安全に暮らせるまちづくりを推進する体制を構築する。また、認知症等により行方不明になる恐れのある高齢者等の情報を事前に登録し、登録者に対して「身元確認シール」を交付する。

根 拠 法 令 等

◇　介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）
◇　地域支援事業実施要綱（平成 18 年 6 月 9 日老発第 0609001 号厚生労働省老健局長通知）

制 度 の 現 況

事業名	年度	3	4	5	6	7
サポーター養成講座	回数（回）	30	29	40	29	19
	延人数（人）	1,004	1,159	1,500	1,063	735
キャラバン・メイト フォローアップ研修	回数（回）	2	2	2	2	2
	延人数（人）	21	24	35	48	36
家族支援プログラム	回数（回）	6	6	6	6	6
	実人数（人）	7	5	6	8	16
	延人数（人）	24	26	26	32	63
家族支援プログラム OB 会	回数（回）	8	12	12	12	12
	延人数（人）	43	58	71	74	59
SOS ネットワーク事前登録	登録者数（人）	58	67	66	67	52

区 分	**30 初期認知症総合相談支援事業**	所管係	地域包括ケア推進係

制 度 の 概 要

認知症になっても住み慣れた地域で継続して生活できるよう、認知症コーディネーターを配置し、認知症の初期の人やその家族に対しての認知症施策を構築し、医療機関、介護サービス及び地域の支援機関の連携強化等の支援体制の構築を図っている。

根 拠 法 令 等

◇ 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）
◇ 地域支援事業実施要綱（平成 18 年 6 月 9 日老発第 0609001 号厚生労働省老健局長通知）

制 度 の 現 況

区 分 ＼ 年 度		3	4	5	6	7
認知症対応型カフェ	延人数（人）	499	773	499	862	1,144
認知症初期集中支援チーム	新規事例数（人）	40	30	31	59	47
認知症講演会	実施回数（回）	1	1	1	2	1
	延人数（人）	230	19	24	59	58

区　分	31　認知症の人にやさしいまち・うじ推進事業	所管係	地域包括ケア推進係

制 度 の 概 要

認知症の人を「生活者」としてとらえ、医療・介護・福祉の専門的分野の連携に加え、日常生活に関わる全ての分野で認知症を正しく理解し、それぞれの立場からできる事を考え、自発的に行動する広範囲なネットワークを構築する。

宇治市が掲げる認知症の人が住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられる「認知症の人にやさしいまち・うじ」の実現にあたり、認知症当事者の視点に立った地域での日常生活レベルでの支援体制を構築することを目的として、平成 27 年に宇治市認知症アクションアライアンス“れもねいど”（Lemon-Aid）（以下「れもねいど」という）を設立。

事務局を設置し事業の企画・運営を行うとともに、「れもねいど推進協議会」や「認知症フォーラム」を開催、市内を活動拠点とする事業者に広くれもねいどの趣旨に賛同を求め、れもねいどへの加盟登録を促進する。また、れもねいだー養成講座（令和 6 年度から認知症を正しく理解する連続講座を改編）を開催し、受講修了者はれもねいだー（ボランティア）として活動している。

根 拠 法 令 等

◇　地域支援事業実施要綱（平成 18 年 6 月 9 日老発第 0609001 号厚生労働省老健局長通知）

制 度 の 現 況

区分＼年度		3	4	5	6	7
れもねいど新規加盟登録数（団体）		10	4	3	10	5
れもねいだー（人）	累計 （新規）	139 （11）	147 （9）	110 （3）	120 （14）	149 （29）
れもねいだー養成講座 延人数（人）		131	80	130	87	109
認知症フォーラム in 宇治	開催回数（回）	1	1	1	1	1
	参加人数（人）	160	144	132	157	216

区　分	32　在宅医療・介護連携推進事業	所管係	地域包括ケア推進係

制 度 の 概 要

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、包括的かつ継続的な在宅医療・介護を提供するため、地域における医療、介護の関係機関の連携体制を構築する。

根 拠 法 令 等

◇　介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）
◇　地域支援事業実施要綱（平成 18 年 6 月 9 日老発第 0609001 号厚生労働省老健局長通知）

制 度 の 現 況

（単位：回）

国が示す事業内容		区分＼年度	4	5	6	7
ア	地域の医療・介護の資源の把握	ココカラまるごとねっと運営	実施	実施	実施	実施
イ	在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討	医療介護連携センター運営協議会、医療介護連携推進委員会等の実施	実施	実施	実施	実施
ウ	切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進	協議会（地域連携室、訪問看護、地域包括支援センター等）の実施	11	12	12	11
エ	医療・介護関係者の情報共有の支援	ココカラまるごとねっと運営	実施	実施	実施	実施
オ	在宅医療・介護連携に関する相談支援	在宅サポート医制度勉強会等	26	23	13	18
カ	医療・介護関係者の研修	合同勉強会、在宅診療勉強会等の実施	12	19	20	12
キ	地域住民への普及啓発	相談会等の実施	6	4	4	16
ク	在宅医療・介護連携に関する関係市町村の連携	医療介護連携センター運営協議会の実施、他圏域との連携	1	5	6	10

（令和 6 年度に介護保険課より移管）

区　分	33　一般介護予防事業	所管係	介護予防推進係

制 度 の 概 要

平成 29 年度より、介護予防・日常生活支援総合事業が開始し、一般介護予防事業として、高齢者を年齢や状況等によって分け隔てることなく、住民主体の通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進するとともに、要介護状態になっても生きがい・役割をもって生活できる地域を構築することにより、介護予防を推進している。

根 拠 法 令 等

◇　介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）
◇　地域支援事業実施要綱（平成 18 年 6 月 9 日老発第 0609001 号厚生労働省老健局長通知）

制 度 の 現 況

区分＼年度		3	4	5	6	7
スロートレーニング教室	実人数（人）	149	220	226	220	224
	延人数（人）	2,447	3,720	3,688	3,720	3,696
	回数（回）	160	240	240	240	240
パワリハトレーニング教室	実人数（人）	160	175	178	175	177
	延人数（人）	2,756	3,032	2,980	3,032	3,024
	回数（回）	240	240	240	240	240
はつらつトレーニング教室	実人数（人）	425	390	409	390	416
	延人数（人）	6,980	6,403	6,881	6,403	7,008
	回数（回）	560	560	560	560	560
B 型リハビリ教室	実人数（人）	158	153	154	146	155
	延人数（人）	2,957	3,933	4,298	4,279	4,358
	回数（回）	578	796	802	772	764
セルフパワリハ	実人数（人）	197	202	270	299	293
	延人数（人）	5,648	7,722	9,597	10,311	10,882
	回数（回）	229	278	278	275	276

区　分	34　認知症予防教室	所管係	介護予防推進係

制 度 の 概 要

認知症についての正しい知識の普及・啓発を目的に実施。平成 29 年度より、介護予防・日常生活支援総合事業が開始し、一般介護予防事業として、高齢者を年齢や状況等によって分け隔てることなく、住民主体の通いの場が継続的に拡大していくように、介護予防に取り組んでいる。

根 拠 法 令 等

◇　介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）
◇　地域支援事業実施要綱（平成 18 年 6 月 9 日老発第 0609001 号厚生労働省老健局長通知）

制 度 の 現 況

区分＼年度		3	4	5	6	7
認知症予防教室	実人数（人）	134	128	139	128	143
	延人数（人）	2,273	2,200	2,415	2,200	2,400
	回数（回）	160	160	160	160	160
幸齢者健康づくり教室（旧：脳活性化教室）	延人数（人）	3,014	2,907	3,279	2,907	3,770
	回数（回）	190	192	192	192	192

区　分	35　地域リハビリテーション活動支援事業	所管係	介護予防推進係

制 度 の 概 要

令和元年度より、住民主体の通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進するとともに地域においてリハビリテーションに関する専門的知見を有する者を活かした自立支援に資する取組を推進していくため、介護予防に資する通いの場を運営する地域団体等の依頼により専門職の派遣を実施。

根 拠 法 令 等

◇　介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）
◇　地域支援事業実施要綱（平成 18 年 6 月 9 日老発第 0609001 号厚生労働省老健局長通知）

制 度 の 現 況

区分＼年度	3	4	5	6	7
派遣団体数（団体）	38	51	47	34	45
派遣延回数（回）	54	72	67	58	83

区　分	36　地域介護予防活動支援事業	所管係	介護予防推進係

制 度 の 概 要

令和元年度より、住民主体の通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進するために、介護予防に資する通いの場を運営する地域団体等に対して、その活動を支援するための補助金を交付。

根 拠 法 令 等

◇　介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）
◇　地域支援事業実施要綱（平成 18 年 6 月 9 日老発第 0609001 号厚生労働省老健局長通知）

制 度 の 現 況

区分＼年度	3	4	5	6	7
交付団体数（団体）	6	17	29	27	33

区　分	37　介護予防把握事業	所管係	介護予防推進係

制 度 の 概 要

平成 29 年度から介護予防・日常生活支援総合事業が開始され、閉じこもり、うつ状態等となるおそれのある人を早期把握し、各種介護予防事業及び必要に応じて地域包括支援センターにつなぐことを目的とした介護予防把握事業を開始した。令和 3 年度に一体的実施事業の訪問と併合したが、閉じこもり予防などよりきめ細かい支援を行うために令和 5 年度に再開した。令和 6 年度からは 75 歳になる方にお元気チェックリストを配布し、生活機能低下がある者と、回答がなかった者を訪問対象としている。

根 拠 法 令 等

◇　介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）
◇　地域支援事業実施要綱（平成 18 年 6 月 9 日老発第 0609001 号厚生労働省老健局長通知）

制 度 の 現 況

区分＼年度	元	2	5	6	7
訪問実件数	1,490	1,176	1,488	970	823
訪問延べ件数	2,040	1,518	1,626	1,343	1,102

区　分	38　高齢者保健・介護予防一体的実施事業	所管係	介護予防推進係

制 度 の 概 要

令和 3 年度より、健康寿命の延伸や日常生活の質の向上などを図るため、高齢者を対象に介護予防と連携した一体的な保健事業を実施している。

高齢者の個別的支援（ハイリスクアプローチ）は 75 歳以上の高齢者で健康状態不明者に対し看護師・歯科衛生士等が個別訪問を実施し後期高齢質問票等により健康状態の確認を行い、必要に応じて受診勧奨、介護予防サービス等への連携を実施。令和 4 年度からは対象者を拡大し、生活習慣病重症化予防のための訪問相談を実施。通いの場への積極的関与（ポピュレーションアプローチ）は、通いの場等へ保健師・歯科衛生士・管理栄養士・リハビリ専門職が訪問し、フレイル予防の啓発を実施。

根 拠 法 令 等

◇　高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）

制 度 の 現 況

区分＼年度			3	4	5	6	7
ハイリスクアプローチ	健康状態不明	実人数	819	582	351	351	330
		延人数	1,160	836	557	557	579
	重症化予防（高血圧）	実人数		33	24	24	19
		延人数		58	31	31	25
	重症化予防（糖尿病）	実人数				9	12
		延人数				11	23
ポピュレーションアプローチ	延回数		38	49	112	124	102
	延人数		538	610	1,327	1,884	1,287